

【保育料徴収金基準額表】

令和元年10月から開始された幼児教育・保育の無償化に伴い、3～5歳児の保育料は0円となります。

- ◆1号認定(幼稚園利用) 無償化の期間は、満3歳から小学校入学前まで
- ◆2号認定(3歳以上の保育所利用) 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前まで
- ◆3号認定(3歳未満の保育所利用)

(参考)国基準		町基準			保育料助成率 (すこやか子育て支援事業)
階層	標準時間 保育料	階層	徴収金基準額	すこやか助成 適用後	
1	0	1 生活保護世帯等	0	0	1/2
2	0	2 市町村民税非課税世帯	0	0	1/2
3	19,500	3 均等割額のみの世帯	13,000 [0]	6,500	1/2
		4 所得割額が49,000円未満の世帯	15,000 [0]	7,500	所得割48,600円未満1/2
4	30,000			11,250	所得割48,600円以上1/4
		5 49,000円以上 64,000円未満	19,000 [9,000]	14,250	1/4
		6 64,000円以上 81,000円未満	21,000 ※77,101円未満[9,000]	15,750	1/4
		7 81,000円以上 97,000円未満	23,000	17,250	1/4
5	44,500	8 97,000円以上 132,000円未満	26,000	19,500	1/4
		9 132,000円以上 169,000円未満	28,000	21,000	1/4
6	61,000	10 169,000円以上 254,000円未満	30,000	適用外	適用外
		11 254,000円以上 301,000円未満	32,000	適用外	適用外
7	80,000	12 301,000円以上	38,000	適用外	適用外
8	104,000				

※原則、父母の市町村民税額の合計で階層を判定しますが、祖父母等が家計の主宰者であると判断される場合には、父母以外の方の市町村民税額を含めて階層を判定します。

※配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除等は適用されません。

※〔 〕書きは、ひとり親世帯等で、市町村民税所得割額77,101円未満の世帯の額です。

※すこやか子育て支援事業は国基準の階層により判定します。

※すこやか子育て支援事業による保育料助成について、**第2子以降は全額助成**となります。

※国、県の制度変更等に伴い変更となる場合があります。

【副食費】

- ◆1号認定・2号認定
令和元年10月から開始された幼児教育・保育の無償化に伴い、3～5歳児の保育料が無償化されましたが、給食の材料にかかる費用のうち副食費(給食のおかずやおやつ等)は無償化の対象外となり、保護者から実費で徴収することとされています。副食費は各施設で金額を設定し、徴収します。町立保育園は月額4,500円です。
ただし、三種町では子育て世帯の負担軽減のため、月額4,800円を上限に副食費の助成を行っています。

※年収360万円未満相当世帯と第3子以降の子どもの副食費は国の制度により免除されます。

※0～2歳児は、保育料に副食費が含まれており実費負担はありません。

【すこやか子育て支援事業】

- ◆1号認定・2号認定・3号認定
三種町が県の助成を受けて実施している事業で、保護者の方が負担する保育料や副食費の助成を行っています。助成を受けるには申請が必要となります。